

広島地方裁判所委員会（第21回）議事概要

第1 開催日時

平成22年10月22日（金）午後3時00分～午後5時00分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 相澤吉晴，伊木剛二，河合文江，木村 豊，芝田俊文，寺川良一，野々上友之，畑矢健治，松村秀雄，山田 康，吉原 誠，吉村幸子（敬称略 五十音順）

[事務担当者] 小林事務局長，奥田総務課長，丸住会計課長，倉迫総務課課長補佐，岡本会計課課長補佐

第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 事務担当者。議事内容については，別紙のとおり）

1 傍聴者について

2 議事

(1) 裁判所の施設について

(2) 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」ご協力のお願いについて

4 次回のテーマについて

（未定）

5 次回期日

平成23年2月18日（金）午後3時

(別紙)

1【傍聴者について】

(委員長から、本日の委員会について、地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ委員会の委員が傍聴される旨の報告があった。)

2【裁判所の施設について】

(事務担当者から、資料2及び資料3に基づき、広島地方裁判所の施設に関する説明を行った後、二班に分かれて、広島地方裁判所庁舎(正面玄関、簡裁受付相談センター、待合いコーナー、法廷、簡裁調停室等)を見学した。)

正面玄関などに設置されている総合案内板の図面が色分けされていたが、何色が簡裁の関係などというように、色分けの意味について表示されていれば、もっと近寄りやすくなるのではないかと感じた。また、昔の法服などが展示されている場所にも立ち寄ったが、それを見て、裁判員も裁判官と同じように法服を着用した方がいいのではないかと思った。次に、受付相談センターなども見学させていただいたが、簡易裁判所で取り扱う事件の種類や事件数なども教えていただきたい。最後に、駐車場の利用に関するお願いであるが、裁判所に隣接する弁護士会で夕刻まで市民講座が開催されるような場合は、駐車場を開放するなどの便宜を図ることも検討していただきたい。

正面玄関から中庭を見ることができ、あれだけのスペースがあるため、もっとオープンスペースとして有効活用してもよいのではないか。

中庭の活用方法について、建物が建てば動線上の利便性も高まる場所であるが、周りを建物で囲まれており、現実的な建設は困難な状況である。オープンスペースとしての有効活用については、いわゆる公園のような活用イメージでよろしいか。

調停室などに観葉植物が置かれていたこともあり、イメージとしては、光をとり入れると同時に、観葉植物なども配置して、中庭に面している部

屋から観賞できるような形がいいのではないかと考えている。

維持管理の面や、税金の使い方としての相当性の問題もあるが、貴重な御意見であり、今後検討したい。

施設の配置については、すごく配慮されていると感じた。食堂は裁判所の共済組合が運営されているようであり、利用時間も短く、来庁者のための施設というより、職員のための施設という感じがしており、開かれた裁判所という意味での改善が望まれる。また、広島県庁舎内の自動販売機の設置を競争入札方式にして庁舎管理上の収益を上げたという例もあるため、建物の管理として、もっと効率化してもよいのではないかとと思われる。また、受付相談センターを拝見し、簡易裁判所の受付であることが前面に出ていたが、初めて裁判所を利用される方からすれば、簡易裁判所の事案か家庭裁判所の事案か分からずに必死の思いで裁判所に来庁されるため、裁判所にかかわることは何でも相談してくださいという、ワンストップサービスの受付の方が望ましく、そのような表示が施されていれば、来庁者も安心して裁判所を利用できるようになると思う。

食堂については、共済組合自体が直接経営しているのではなく、共済組合が業者に委託するという形をとっており、職員のみならず、法廷にお見えになった当事者の方々を含め、一般の方々も同じような形で利用されているというのが現状である。また、自動販売機の競争入札による設置の例を御紹介いただいたが、裁判所においても、業者が交替する際に十分検討させていただきたい。

庁舎に配置してある各種案内板については非常に分かりやすいと感じたが、初めて来庁される方は、目的の法廷の場所などをいきなり守衛に尋ねるのは勇気が必要であるため、普通の企業のように総合窓口的な受付を置いて来庁者を案内する方が、入りやすいし聞きやすいという気がする。他方、身障者に対する配慮ということでは、玄関へのインターホンの設置など、各種施設がきちんと整備されており、学ぶべきところが大いにあると

思った。また、裁判所では、利用しやすく入りやすいという面からの施設整備を行っていると思われるが、来庁者は、いろいろな思いを持っているため、セキュリティーを確保するという意味からも、オープンなスペースとそうではないスペースの区分けを行うという視点も必要ではないかと考えている。

どの組織もそうであるように、セキュリティーの確保は悩ましい問題が含まれており、検討すべき事項ではあるが、東京地裁のように一般の来庁者の出入口を別に設け、金属探知機でチェックするというような運用は、一般的には困難な面がある。

東京地裁では過去にぶっそうな事件もあったため、入り口の規制が厳しくなっているが、一般的には、オープンな形にせざるを得ないと考えている。ただし、裁判員の方々へのセキュリティー面については非常に気にしており、一般の来庁者の方々と交差しないよう、使用する部屋やその表示方法を含め、動線上の配慮を行っている。また、裁判官室については、外的な圧力からの対策も必要であるため、案内板や動線を工夫してセキュリティーの確保に努めているが、どの程度まで警固な形とすべきかについては悩ましい面もある。他方、書記官室については、書類の授受等、当事者等が利用される部屋でもあるため、オープンな形としている。

見学の際、法廷通訳の案内パンフレットなども整備されていたが、大学などでは、パンフレットを作成する際に、必ず英文表記を行っている。裁判所では、ガイドやパンフレットなどについて、英文表記のものを整備される予定があるか。

外国人の刑事事件については、必要な言語に関する法廷通訳をつけることもあるが、今のところ、ガイドやパンフレットに英語等の外国語表記を併せて行うことについては、一般的には行われていないと思われる。

ほとんどのパンフレット等は最高裁が作成しているが、外国語表記の必要性についても検討していると思われる。現時点においては、余り整備さ

れていないのが現状であるが、外国人の刑事事件において、基本的人権に直接かかわる部分の説明などを外国語表記しているということはある。

裁判所を利用する立場からの意見としては、調停や弁論準備のための待合室は、対峙する立場ごとに整備されているが、他の事件の当事者と同席することも多く、依頼者との打合せに支障がある場合もあるため、待合室の数を多くするなり、打合せをしやすくするような工夫をしていただきたい。次に、法廷や弁論準備手続に使用する部屋が広範囲に配置されているため、出席する裁判が連続するような場合などは、正面玄関に設置されている期日簿を見なければ、次の法廷の場所が分からないことがあり、これは、裁判所を利用する方についても同様であると思われるため、何らかの配慮を行っていただきたい。最後に、一般の利用者の方々の声に耳を傾けるという意味からは、意見箱のようなものを設置することも有益であると考えている。

2、30年くらい前には裁判所に立ち寄ることも多かったが、そのころに比べ、開かれた裁判所という意味では、裁判所の照明も明るくなったと感じているが、受付相談センター付近の明るさが全館的なものとなればよいとも考えている。また、裁判所は、殺風景というか、緑が少ないという気もしており、正門付近の植栽も、猛暑のためか随分茶色になっているということもあるので、植栽への水やりなど、そういった部分についても配慮する必要があると思われる。また、資料展示コーナーに昔の資料などが展示されていたが、貴重なものであると思われるため、ほこりを払ったり、解説を加えたり、展示場所を工夫するなど、もう少し配慮したらよいと思う。

裁判所の施設に関連しているいろいろな御意見や御提案を頂いたが、まず、駐車場の利用については、庁舎管理上の問題もあるため、いつまでも門を開けておけないことについて御理解いただきたい。その他の御意見や御提案については、事務局からも御説明したとおり、直ちに実現できないもの

も含まれているが、今後、随時、改善を検討する際の参考にさせていただきたい。

- 3【「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」ご協力のお願いについて】
（「地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京）」及び「司法改革大阪各界懇談会（大阪）」からのアンケート調査依頼について、事務局において事実を確認の上回答することについて、全員一致で了承された。）

4【次回のテーマについて】

裁判官への研修や教育がどのような形で行われているのか、特に、裁判官が外の空気を知るような研修や教育があるのかどうかという視点からの説明を求めたい。

裁判所の施設見学を行っていない場所としては、刑事は裁判員関係以外の施設、民事は執行センターがあり、トータルな施設見学という意味では、それらを見学するのはどうか。

簡易裁判所の話題を取り上げるのであれば、調停委員制度における女性の活用・登用状況など、女性の役割のような観点での説明を求めたい。

開かれた裁判所という観点では、海外の裁判所との比較や日本の裁判所のレベルなどが分かれば、視点も変わってくると思われる。

裁判員裁判も1年が経過し、反省点も出ていると思われるが、その点を踏まえ、今後の裁判員裁判について、適任者に講演いただくのはどうか。

本委員会は、委員の皆様から御意見を頂く場であるということもあり、講演会ということであれば、行えないことはないが、ほかにふさわしい場面があるようにも思われる。また、海外との比較については、広島地方裁判所で十分な説明を行うことが難しいと思われる。

裁判官の研修制度については、興味のあるテーマであり、裁判官の養成制度、判事補時代の過ごし方など、裁判所以外の組織で研修などに携わっている方から御意見を頂くことも有益であると思う。

裁判官の研修については、一定の時期に行うものや目的に応じて行うも

のなど、各種メニューがあるが、広い意味での裁判官研修としては、海外留学や短期的な在外研究なども行っているため、これらも併せて御説明するという方法も考えられる。

涉外事件の判決文の中には、涉外事件を扱う素養をもっているのか疑問のあるものもあるため、海外でどのように研修が行われているかは非常に興味がある。

最近の裁判においては、技術的な知識を必要とする分野が増えているのではないかと考えており、ある程度、日常的にそのような知識に触れる機会が必要とも思われる。次回テーマで裁判官の研修制度を提案したのは、そのような機会があるのかどうかという視点も含まれている。

次回テーマについては、本日御意見いただいた方向で検討したい。

5【次回期日】

平成23年2月18日(金)午後3時

(資料 1)

広島地方裁判所委員会 (第 2 1 回) 進行次第

期日 平成 2 2 年 1 0 月 2 2 日 (金) 午後 3 時

場所 広島地方裁判所大会議室 (南棟 3 階)

1 議事

(1) 裁判所の施設について

(2) 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」ご協力のお願いで

2 次回のテーマについて

3 次回期日について

(資料2)

裁判所の施設について

1 庁舎全般

(1) 庁舎の配置

(2) 階層の利用状況

2 来庁者の案内

(1) 守衛の配置

(2) 案内板

ア 総合案内板と個別案内板

イ 室名板

3 受付

(1) 正面玄関に最も近い場所に配置

(2) 全面ガラス張り

(3) 受付事務室内

(4) 待合いコーナー

ア 手続案内DVDの放映

イ 手続案内システムの設置

ウ 書面作成コーナーの設置

エ 乳幼児用コーナーの設置

4 身障者設備

(1) 点字ブロック，インターホン，車椅子用スロープ，身障者用トイレ

(2) エレベーター

5 民事法廷

(1) ラウンドテーブル法廷

(2) テレビ会議システム

6 簡裁調停室

(1) 当事者待合室

ア 調停中に当事者同士が顔を合わせることがないように，待合室を離して配置

イ ベビーベッドの設置

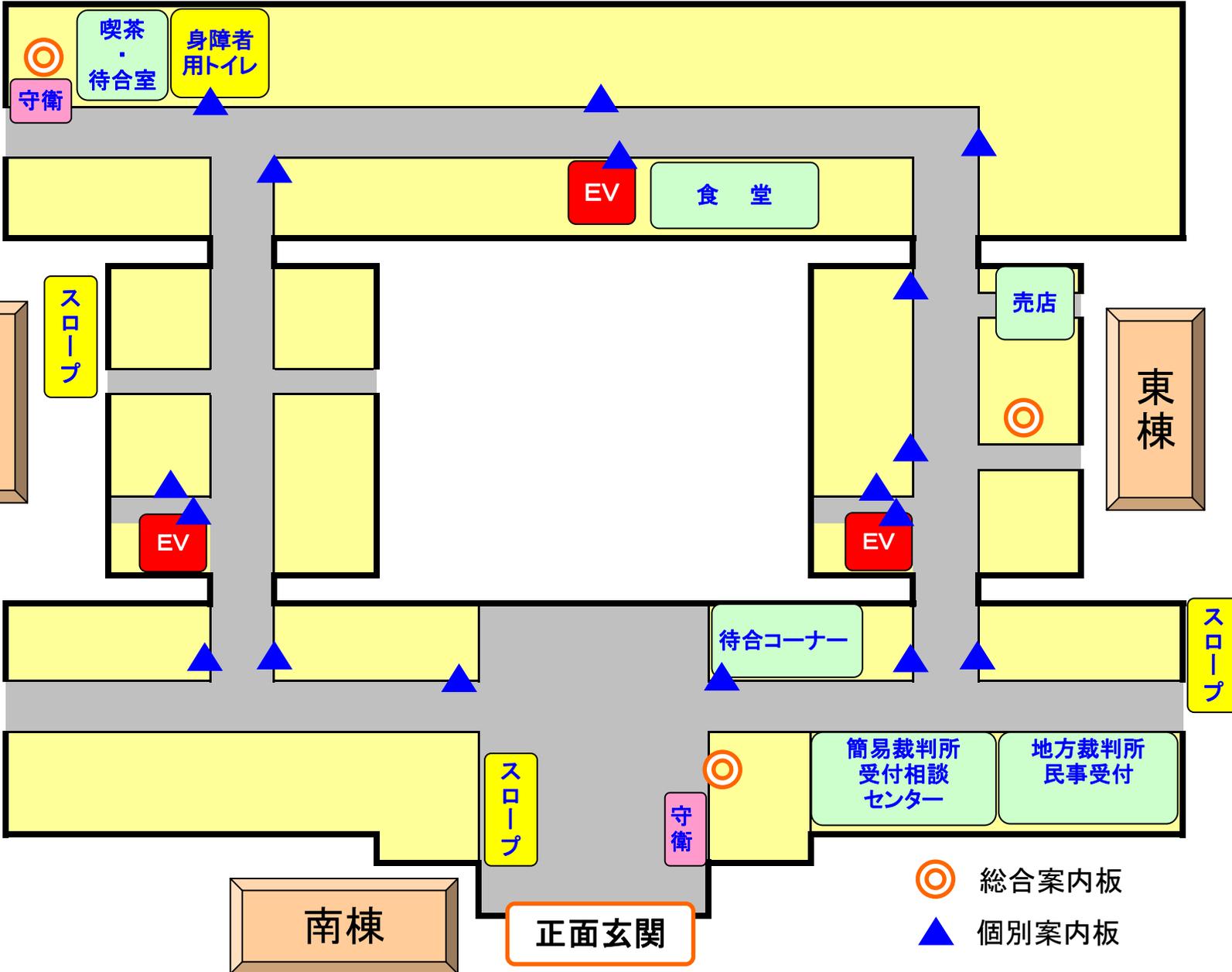
(2) 調停室内に絵画，観葉植物の設置

(資料3)

庁舎配置図(1F)

北棟

北玄関



執行センター

西棟

スロープ

EV

EV

食堂

売店

東棟

待合コーナー

スロープ

簡易裁判所
受付相談
センター

地方裁判所
民事受付

守衛

スロープ

南棟

正面玄関

◎ 総合案内板

▲ 個別案内板